

株式交換に係る事前開示書面

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2019 年 6 月 26 日

株式会社メルコホールディングス

2019年6月26日

株式交換に係る事前開示事項

東京都中央区新川一丁目21番2号
株式会社メルコホールディングス
代表取締役社長 牧 寛之

当社は、2019年6月21日付でデジオン株式会社（以下、「デジオン」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2019年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、デジオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条1項4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社

財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は、会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社メルコホールディングス（以下「甲」という。）と、株式会社デジオン（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の当事者）

甲及び乙は、両者間で株式交換を実施するものとし（以下、「本件株式交換」という。）、株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

① 株式交換完全親会社

（商号）株式会社メルコホールディングス
（住所）東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号

② 株式交換完全子会社

（商号）株式会社デジオン
（住所）福岡県福岡市早良区百道浜 2 丁目 3 番 8 号

第2条（本件株式交換に際して交付する対価及びその割当て）

1. 甲は、本件株式交換に際し、その保有する発行済み普通株式 26,604 株を、効力発生日の前日の乙の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲自身を除く）に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 7.56 株の割合で交付する。
2. 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第3条（甲の資本金及び資本準備金に関する事項）

本件株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金は、次のとおりとする。

- ① 資本金 増加しない。
- ② 資本準備金 増加しない。

第4条（株式交換承認株主総会）

1. 乙は、2019 年 7 月 11 日に臨時株主総会（以下、「株式交換承認総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項を決議するものとする。ただし、株式交換手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえ、書面による合意をもって、この期日を変更することができる。また、甲の同意を得て、会社法

319条所定の手続によって株主総会の決議を省略することを妨げない。

2. 甲は、会社法 796 条 2 項に基づき、本契約の承認にかかる株主総会の承認決議を行わないものとする。

第5条 (効力発生日)

本件株式交換の効力発生日は、2019年8月1日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえ、書面による合意をもって、この期日を変更することができる。

第6条 (会社財産の管理等)

乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行及び財産の管理を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議してこれを行う。

第7条 (本契約の効力)

本契約は、第4条に定める乙の株式交換承認総会の承認ならびに本契約の実行に関し関係官庁及び金融商品取引所等の承認等が必要であれば当該承認等が得られたときに、その効力を生じるものとする。

第8条 (契約の変更または解除)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産または経営状態に変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本件株式交換にかかる条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条 (管轄合意)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

本件株式交換に関しこの契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえこれを決定する。

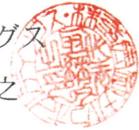
本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙各代表者記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

2019年6月21日

（甲）東京都中央区新川一丁目21番2号

株式会社メルコホールディングス

代表取締役社長 牧 寛之



（乙）福岡県福岡市早良区百道浜2丁目3番8号

株式会社デジオン

代表取締役社長 田浦 寿敏





別紙 2 会社法 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	デジオン (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	7.56
本株式交換により交付する株式数	普通株式：26,604 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

デジオン株式 1 株に対し、当社普通株式 7.56 株を割当交付します。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式 26,604 株を交付する予定です。また、当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当に際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。

2. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

デジオンは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場価格法により決定しており、東京証券取引所市場第一部における過去 6 か月（2018 年 12 月 23 日～2019 年 6 月 20 日）の当社普通株式の終値平均株価である一株当たり 3,533 円としました。非上場会社であるデジオンの株式価値については、簿価純資産法による算定価値及び今後の事業の相乗効果等を総合的に勘案して算定し、その結果を両社間で慎重に協議のうえ一株当たり 26,700 円としました。

なお、株式交換比率の算定の前提として、当社及びデジオンが大幅な増減益になることや、資産・負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどは見込んでおりません。

別紙 3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	675,227	流動負債	90,611
現金及び預金	458,424	買掛金	33,857
売掛金	185,443	リース債務	146
仕掛品	15,409	未払金	24,400
前払費用	14,670	未払法人税等	3,910
その他	1,278	前受金	18,349
		その他	9,946
固定資産	96,497	負債合計	90,611
有形固定資産	0		
無形固定資産	63,568	純資産の部	
ソフトウェア	8,514	科目	金額
ソフトウェア仮勘定	55,054	株主資本	681,113
		資本金	588,700
投資その他の資産	32,929	資本剰余金	250,815
差入保証金	32,929	資本準備金	250,815
		利益剰余金	△158,402
		その他利益剰余金	△158,402
		繰越利益剰余金	△158,402
		純資産合計	681,113
資産合計	771,725	負債・純資産合計	771,725

損 益 計 算 書

〔 2018年 1月 1日から
2018年 12月 31日まで 〕

(単位：千円)

科目	金額	
I 売上高		557,593
II 売上原価		367,591
売上総利益		190,002
III 販売費及び一般管理費		302,515
営業損失		112,513
IV 営業外収益		
受 取 利 息	16	
雑 収 入	21	38
V 営業外費用		
株 式 交 付 費	796	
為 替 差 損	23	819
経常損失		113,295
VI 特別損失		
減 損 損 失	14,586	14,586
税引前当期純損失		127,881
法人税、住民税及び事業税	3,185	3,185
当期純損失		131,067

株主資本等変動計算書

〔 2018年 1月 1日から
2018年 12月 31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	490,000	152,115	152,115
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	98,700	98,700	98,700
当 期 純 損 失			
当 期 変 動 額 合 計	98,700	98,700	98,700
当 期 末 残 高	588,700	250,815	250,815

	株主資本			純資産 合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越 利益剰余金			
当 期 首 残 高	△27,334	△27,334	614,780	614,780
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			197,400	197,400
当 期 純 損 失	△131,067	△131,067	△131,067	△131,067
当 期 変 動 額 合 計	△131,067	△131,067	66,332	66,332
当 期 末 残 高	△158,402	△158,402	681,113	681,113

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物 3年～15年
工具器具備品 4年～5年
- ・無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、市場販売目的のソフトウェアについては、ソフトウェアの見込販売可能期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

- ・株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23,664 千円
2. 関係会社に対する金銭債権
金銭債権 92,410 千円

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引 202,532 千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	19,513 株	6,000 株	—	25,513 株
合計	19,513 株	6,000 株	—	25,513 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

V 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(単位：千円)

繰延税金資産	
一括償却資産超過額	530
減価償却超過額	38,035
未払事業税	916
未払事業所税	191
資産除去債務	611
繰越欠損金	145,543
その他	<u>153</u>
繰延税金資産小計	185,981
評価性引当額	<u>△185,981</u>
繰延税金資産合計	—

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は中長期的な事業計画に依拠して、一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等に限定して運用しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておらず、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を決算期ごとに把握する体制をとっています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	458,424	458,424	—
(2) 売掛金	185,443	185,443	—
(3) 買掛金	(33,857)	(33,857)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定(並びに有価証券及びデリバティブ取引)に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、及び(3) 買掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	458,424
売掛金	185,443
合計	643,868

VII 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱メルコホールディングス	愛知県名古屋市中区	1,000,000	メルコグループの純粋持株会社	被所有 直接 54.3	役員兼任	増資等の引受 (注)2	197,400	—	—
親会社の子会社	㈱バッファロー	愛知県名古屋市中区	320,000	産業用組み込みメモリ・ストレージ製品の開発・製造・販売	—	当社製品の販売先	当社製品の販売(注)3	168,775	売掛金前受金	86,301 1,620

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社が㈱メルコホールディングスに行った第三者割当増資による新株の発行を1株につき32,900円で引き受けたものであります。

3. 製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	26,696円73銭
1株当たり当期純損失	5,449円78銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月28日

株式会社デジオン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 操 司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジオンの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの第 20 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京オフィスにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 31 年 3 月 1 日

株式会社デジオン

監査役 力丸 宣康 印